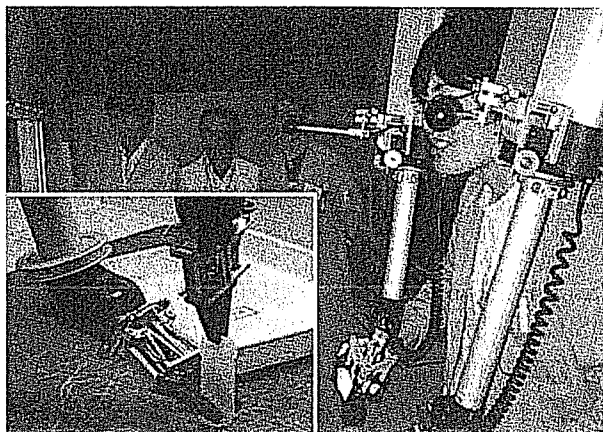




第2図 実習風景

最終日に実施している無記名のアンケート調査結果

(A4用紙5頁)によれば、夏の学校は毎年きわめて好評である。参加した学生は、原子力専攻、他専攻を問わず、熱意と資質により原子力・原子力材料研究についてよく理解し、期待以上の教育効果をあげている。以下は、夏の学校終了後に学生から届いたメールである。「振り返ると夏の学校で過ごした1週間はあっという間に過ぎてしまいました。当初、実習内容について行けるのか不安を抱えながらの参加でしたが、実習と講義の内容、他大学の学生との交流、本当に有意義な経験だったと思います。(中略)本当にありがとうございました。」

最後に、JMTRと「常陽」の見学に際してご協力頂いた大洗研究開発センターの関係各位に厚く御礼申し上げます。  
(2005年10月7日：東北大・栗下裕明)

## 倫理つれづれ

### 「法」と「倫理」

倫理について話をしていると、「法と倫理の関係をどう捉えるべきか」といった質問を受けることが多い。だが、そもそもこの議論をするには「法」や「倫理」をどう定義するかを考える必要がある。つまり「法」だけを見ても、「最低限の基準である」との考え方がある一方で、「悪法もまた法なり」という言葉もあり、捉え方がさまざまなのだ。

実際、「法」と「倫理」の関係の見解は、技術倫理に携わっている者の間でも一致していない。たとえば、杉本泰治氏は、「法と倫理は、法だけでは不十分なところを倫理が補い、倫理だけでは不十分なところを法が補うという、補完関係にある」<sup>1)</sup>と述べており、法と倫理は別物との見解を示している。しかし、札野 順氏は、法律が時代に後れてしまうことなどを例に「倫理的判断のほうが法律より上位の概念といえる」<sup>2)</sup>と述べており、倫理が法を包含する見解を示している。このような中、自身は、法と倫理の関係を明らかにすることは大切なことではあるが、より重要なのは法と倫理が共に「社会秩序」の維持に必要なものと捉えることではないかと考えている。

しかし、原子力の抱える問題の1つである安全規制の見直し(緩和)について考えてもわかる通り、社会秩序の維持に必要な規制(法)が、逆に社会秩序の弊害となってしまうことがある。こうした状況に対し、原子力学会倫理規程(2005年改訂版)では、行動の手引7-5「ルール遵守と形骸化の防止」で、「会員は法令・規則等(以下ルール)を誠実に遵守するとともに常にルールの妥当性確認や改定に努め、絶えざる研修等によってルール遵守の精神を維持し、各種ルールの規

定内容と職務実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。」と謳い、形骸化しているルールは改定することを求めている。

けれども、注意しなければならないのは、原子力技術に携わっていない人の多くは「規制によって社会秩序が維持されている」という規制がある本来的な理由を基点として考えているということだ。すなわち、技術に関する法が緩和されれば、安全に問題が出てしまうのではないかとその恐れを抱いてしまう。よって、規制の緩和により「維持できる社会秩序」を実現するには、現状の「弊害」への理解を求めることはもちろん、技術に携わっている規制を守る側の者が信頼され、規制緩和が安全の損失に繋がらない」と伝わる必要がある。特に一般的に「わかりにくい技術である原子力技術の場合……」。

嗚呼、今回も、原子力技術における「人」の重要性の話になってしまった。でも、これは致し方ない。私は、技術自体に倫理性があるわけではなく、あくまで「人」が技術をどのように使うかに「倫理」があると考えている。現代の技術は、その安全を、いわゆる「技術的側面」だけではなく「社会的側面」も考えなければ、生き残れないであろう。そこには倫理が深く関係している。  
(倫理委員会・大場恭子)

#### —参考文献—

- 1) 杉本泰治, 高城重厚, 技術者の倫理入門, 丸善, (2001).
- 2) 野城智也, 札野 順, 板倉周一郎, 大場恭子, 実践のための技術倫理, 東京大学出版会, (2005).